

# 月刊 労運研レポート No. 25

2016年7月10日号

巻頭言「仏、英労働者の怒りと日本の労働者・市民の選択」	2P
中岡基明	
・第4回労運研討論集会総括会議/課題の整理をどう繋ぐか	4P
・長澤運輸20条裁判勝利判決	6P
・郵政における最低賃金の取組み	中村知明 8P
・最低賃金1500円を目指して	嶋田泰治 10P
・6.19 沖縄集会報告	西山康彦 12P
・書評	14P
・第6回労運研研究会案内	15P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田5-10-2 日港福会館4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [/roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:/roukenj2014@yahoo.co.jp)

## 巻頭言

# フランス・イギリス労働者の怒りと日本労働者・市民の選択

中岡基明(共同代表)

## イギリス労働者の選択と思い

7月10日、参議院選挙を前にイギリスのEU離脱を巡る国民投票の結果が大きく報道されている。また、日本国内でほとんど報じられていないが、フランスでは今春以来、オランダ大統領が進める労働法制改革に反対して大規模なストライキとデモが続いている。イギリスのEU離脱を決める国民投票は6月23日実施され、僅差ではあったが離脱票が多数を占めてEUから離脱することが決定された。この投票では労働者階級の多くが離脱票を投じたとされる。

昨年11月のパリ同時テロ以来、非常事態宣言を継続して、仏・オランダ大統領は正規の手続きや議論を行わないまま労働法制改悪を強行する姿勢を崩していない。低迷する経済状況を打開するために労働者へ犠牲を押しつけようとしている。労働者の激しい怒りを呼び起こしている労働法制改悪の主な点は、経営者に解雇や給与引き下げ、特別休暇制限の要件を緩和するというものである。この政府の強権的な攻撃に対して製油所労働者を皮切りに原発、国鉄、地下鉄の労働者がストライキに突入し、パイロットや清掃労働者に拡大して十数万人規模のデモが行われ、一部では警官隊と激しい衝突を繰り返した。

一方、イギリスのEU離脱を巡る国民投票は残留を求める労働党の方針やコックス議員の暗殺という事態もあり残留派が優勢との予想を覆した結果となったのである。イギリス在住のライター・フレディみかこさんの現地からのレポート(ヤフー個人ニュース)や、TVで報じられた現地労働者のインタビューなどによってEUが直面しているグローバリゼーションと新自由主義、緊縮財政に翻弄され逼塞する労働者の行き場のない憤りが垣間見ることができ、EUからの離脱票を投じるイギリス労働者の苦悩をうかがうことができる。

こうしたヨーロッパ労働者の憤りはオリンピック・パラリンピックの開幕を直前に控えてブラジルでも労働者は大規模なデモが頻発し、警察官や消防士も参加した。グローバリゼーション・新自由主義の下、世界で進む格差と貧困化に抗議の声があがっている。

## 日本労働者市民はどのような選択を行うのか

ところで、現在、参議院選挙が闘われている日本の労働者もイギリスやフランスの労働者同様の厳しい現実に等しく直面している。円安株高によって大企業と富裕層に大きな富の集中をもたらした安倍政権は一方で非正規労働者の拡大と低賃金化によって貧困と格差社会を作り、「ワーキングプア」、「下流老人」という言葉を特別なものではなく普通に使われる言葉として定着させ、「子どもの貧困」や「貧困世代」といわれるように、労働者市民は「貧困」の再生産・固定化のなかに放り込まれ、誰もが逃れることのできない社会に作り替えられようとしているのである。そして安倍首相が進める戦後レジームからの脱却、立憲主義・民主主義を破壊し、憲法を改悪して「戦争をする国」へと日本を大転換させる中、労働者は貧困から逃れるために軍隊へリクルートされるのであろう。

こうした日本の未来を選択する大きな曲がり角にあたり、昨年来の戦争法の廃案を求める大きなうねりがどのように実を結ぶのか世界から注目されている。そして、この参議院選挙と今秋にも予想される衆議院選挙の行方は、アジア・世界の労働者から日本の労働組合がどのように役割を担っているのか、あるいは担ったの注目されるであろう。

2015年の夏、国会を取り巻いた、学者や学生、母親ら労働者・市民からは戦争法案を廃止するために野党の共闘を求めた。自民党と公明党与党の強行採決によって戦争法は成立・施行されたが民進党、共産党、社民党、生活の党によって野党共闘が実現した。この野党共闘を支え、参議院選挙で野党統一候補を支援する「市民連合」が結成され一人区を中心に選挙戦が展開されている。

しかし、戦争法廃止・憲法守れという市民の積極的な行動は60年安保を彷彿させ「2015年安保」との呼称を生む一方、労働組合の姿が見えないとの指摘がなされてきた。労働組合、労働運動が安倍政権による貧困と格差に対抗して労働者の生活と権利を守るために闘うことは当然として、平和を守る闘いの先頭に立つことへの期待は大きなものがあつた。しかし、労働組合最大の組織である連合は組織をあげて戦争法反対を掲げて闘いをするとはなかった。また、野党共闘についても積極的な対応を取ることはなかった。

1989年、連合は総評が解散し同盟と統一する過程で、政治的課題について意見の統一を求めることは団結を阻害するとして、各産別の判断に委ねることとしてきたのである。そして反共産党の立場から産別の連合加盟について選別を行ったのである。その結果、労働組合運動の根幹である民主主義・立憲主義・人権が政府によって脅かされる事態にあつても連合として全く対応できないものとなつた。「フォーラム平和・人権・環境」に参加する各産別としての闘いに縮小され、総がかり行動実行委位階には市民と共に全労連、全労協が参加したものの、労働組合は闘いの中核を担うには不十分なものとなつた。

マスコミは参議院選の結果予想を報じ始めている。それによると自民・公明に加えて大阪維新等の改憲勢力が三分の二を占める勢いであることがいわれている。本参議院選挙に、連合は12人の組織内候補を擁立して選挙戦を闘っているが選挙戦を通じても労働組合の影は極めて薄くなっている。

今回の参議院選より選挙権は18才にまで上げられた。しかし、関心は低く投票率も低調に終わることが危惧されている。いま、若者が未来に希望を持つことができる平和で安全・安心な社会、こどもや高齢者が大事にされる社会へ大きな曲がり角にある。

私たちには労働運動の先達であるイギリス労働者の混迷、グローバリゼーション、新自由主義と闘いながら労働者・労働組合を守ろうと苦闘している欧米労働者の現状と展望をしっかりと学び、分析することが求められている。そして労働戦線統一以降の日本労働運動の総括と結びつけて労働運動の新たな創出に向けて課題を鮮明にすることである。私たちに課されているものはあまりにも大きい。

---

#### 【英国 EU離脱 欧州労連のコメント】

■濱口桂一郎氏の「hamachan」ブログ(6/25)より転載

今日は闇の日だ、欧州にとっても労働者にとっても。これはEUが労働者にもっとも良い条件を提示せよという警鐘だ。

イギリスだけでなくヨーロッパじゅうに深い幻滅が広がっている。緊縮財政、公共支出の削減、失業、人々の必要に応えられない政府、これら全てがEUへの反発に転化している。労働者はEUが彼らの生活を改善するための行動を起こすことを求めている。

EUはこれら欧州連合の解体の出発点ではなく、雇用や労働者の権利を損なうことのないよう断固として

行動する必要がある。

EU は再び労働者の利益のために、より公正で平等な社会を作り出し、質の高い仕事、良い公共サービス、若い者の真の機会に投資すべきだ。

ETUC はイギリスの TUC とともに英国労働者は英国離脱の代償を支払うべきでないと主張する。

ETUC はより公正でよりソーシャルなヨーロッパへの闘いを続け強める。

## 第 4 回労働運動研究討論集会の総括会議

### 課題の整理を運動にどう繋ぐか

第 4 回労働運動研究討論集会の総括会議が 6 月 4 日開かれました。国会閉会后、参議院議員選挙の準備に忙しいため、出席者は 10 数人でした。事務局から 97 名の参加者とその内訳の説明、各討論テーマで出された意見の特徴などについて報告を受け、出席者が感想を述べながら議論しました。

#### <参加者について>

参加者の平均年齢が若干下がった。現場の活動家が増えた。地方からの参加者が増えたことは良かった。女性は 4 人で、相変わらず少なかった。参加者は、まだまだ東京中心なので全国的になるように。公務員の発言が増えたが、民間の発言が少なかった。

#### <特別報告について>

稲福さんの沖縄の特別報告は、当事者から直接聞く話としてよかった。地域共闘の積み重ねが、市民、自民党を巻き込んだ時の運動体の形について学ぶところが多かった。河添さんの最賃の特別報告は、DVD 上映もあって取り組みの様子が理解できた。

#### <最賃闘争について>

取り組んでいる組合の報告は内容も良かった。しかし、正規労働者の取り組みと噛み合った議論ができなかった。例えば、企業内最賃、産別最賃などの発言がなかった。最賃闘争をどう職場闘争にしていけるのか、最賃キャンペーンで何をするのか共有できていない。ストに対する思いを郵政ユニオンから学んだ。契約社員の賃金が 10 年間時給 1000 円で据え置かれているので改善しなければ。

#### <非正規労働者の団結促進について>

討論ではほとんどが自治体関係者だった。それぞれの公務職場の取り組みを聞くことができ良かった。公務職場で非正規が拡大してしまったことを自分たちの問題として反省しなければならない。臨時職員の賃金については議論してこなかった。民間委託されると自治体労組の守備範囲外になってしまっている。公務公共職場の労働条件を調査する必要がある。自治体正規労働者の発言は正規労働者の事情で非正規労働者の組織化を考えている「上から目線」的な意識がうかがえた。民間との連携、公契約条例との関係性をつくる必要がある。職場でたたかっているかが、組織化の原点だと思う。

#### <労運研の活動について>

4回目にして具体的討論ができるようになった。組織に蓄積できる議論にしなくては  
いけない。地方ブロックごとの取り組みができないか。課題が多すぎるので、どこを軸  
に、どこに向けていくのか、運動の展望をつくる必要がある。

今後の課題としては、次のような意見が出されました。

#### ＜最賃闘争について＞

最賃闘争の通年化と言う提起があった。地域最賃の決定を受けて、秋に非正規労働者  
の賃金引き上げ闘争を検討できないだろうか。公契約条例の内容を引き上げていくこと  
と、正規労働者の時給換算を行って産別最賃、企業内最賃と連動させていくことなど非  
正規労働者との連帯を探っていく。

シングルマザー対策（単身者モデルとひとりっ子モデル）、生活保護、年金との関係  
などさらに理論深化をはかる。

#### ＜差別撤廃闘争について＞

労契法20条裁判闘争を応援するとともに、職場の差別総点検運動をすすめる。

労契法18条闘争については、正社員化要求を取り組むとともに、限定正社員化によ  
る低労働条件の固定化攻撃の対策を立てる。

#### ＜雇用保障闘争について＞

この分野は、個別労組での部分的な実践しか経験がないのでいままの中心課題を  
見出せる状況ではない。個別的には、民営化・下請化反対闘争、組合員の優先雇用協定、  
入札での雇用継続協定など、産業別・業種別には、企業を超えた運動をつくとともに、  
労働組合による労働者供給事業、無料職業紹介の活用、さらには、地域的にこれらを合  
わせた活動と公契約条例での規制などを検討していく必要がある。個別経験の集積なら  
びに制度的、戦略的な学習・研究が重要である。

#### ＜労働組合の民主的運営について＞

非正規労働者を迎え入れることができる労働組合になること。そのためには、関係当  
事者の意見を反映できる民主的運営を保障し、組合費についても非正規労働者が納得で  
きるものにしなければならない。また混合組合など、企業を超えた組織形態を意識する。

「本工主義」「正社員主義」意識を克服する、学習・実践が必要であり、徹底した職  
場討議が重要である。

#### ＜労運研の活動について＞

出された課題を整理し、当面の実践活動として必要な課題については、最賃のように  
関係労組の協力を得てプロジェクトチームをつくって運動化していく。その他の課題に  
ついては、討論の切り口をどうするか検討をすすめて、研究会、来年の討論集会に反映  
していくことにする。

来年の第5回労働運動研究討論集会は、地方からの参加者も増えたし、交流できる時  
間を確保するために泊まり込みで開催してはどうかと言う意見がありました。

日程は2017年5月28日（日）、29日（月）とすること、また、第1回実行委  
員会を2017年1月21日（土）とすることで、秋の合宿に提案することにしました。

秋の合宿は10月30日（日）、31日（月）に箱根で開催しますので、検討をおね  
がいします。労働運動の新しい地平を切り開くために、今回の討論集会で出された課題  
をしっかりと受け止め、整理・研究しながら、実践的運動を提起できるようにしてい  
きましょう。

全日建運輸連帯労組に所属する長澤運輸の 3 人の組合員が労契法 20 条を活用し、定年後に再雇用された労働者の賃金差別の是正を求めた裁判の判決が 5 月 13 日、東京地裁でありました。判決は原告主張を認めた全面勝利判決でした。

判決は再雇用後の賃金規定は同法に違反すると認めたとうえで、 労契法 20 条が定年後の再雇用にも適用されるとした画期的な判決です。

定年後、再雇用の労働条件への労契法 20 条の適用は「高齢者再雇用制度」も対象になり、今後の動向は注目されます。

### 【労組声明】

2016年5月13日

### 長澤運輸・労契法20条裁判の勝訴にあたって

全日本建設運輸連帯労働組合  
中央執行委員長 菊池進  
全日本建設運輸連帯労働組合  
関東支部執行委員長 山田義宏

定年前とまったくおなじ仕事をおこなわせているのに定年後再雇用の嘱託社員だからという理由で賃金を大幅に減額したのは、非正規雇用労働者に対する不合理な労働条件格差を禁じた労働契約法 20 条違反にあたるとして、本日、東京地方裁判所民事 11 部は、原告 3 人の請求を全面的に認める勝訴判決をくだしました。

裁判は、全日本建設運輸連帯労働組合関東支部の組合員が原告となっておこしたものです。3 人は長澤運輸株式会社(本社横浜市西区。代表取締役長澤尚明)において、大型タンクローリー車に乗務してセメント運送(セメント出荷基地から建設現場や生コンエ場に運搬する職務)に長年従事。2014 年に再雇用になってからも定年前とまったくおなじ職務に従事して現在に至っています。担当する車両、1 日の労働時間、年間労働日数、いずれも定年前とまったく変わりありません。

ところが、再雇用の嘱託社員となったのち、定年前とまったく同じ職務に従事しているにもかかわらず、3 人は、①大型運転手に支給される職務給(担当車両の積載量に応じて約 8 万円)、②精勤手当(5 千円)、③住宅手当(1 万円)、④家族手当(5 千円)がすべて支給されなくなったうえに、⑤夏冬の一時金(年間で基本給の 5 カ月分。約 60 万円)もまったく支給されなくなりました。このため 1 時間あたりの残業単価も定年前の 3 分の 2 程度に下がり、その結果、3 人の年収は平均で約 30 パーセントもダウンしています。

これに対し判決は、同一業務を担当しているにもかかわらず再雇用者について正社員と異なる賃金・労働条件を定めた規定や労働契約は労契法 20 条違反であり無効としたうえで、労働条件の相違が不合理と認められる場合についての判断基準を明確に示し、原告 3

人が正社員と同じ賃金規程、就業規則、年間一時金に関する労使協定が適用される地位にあると確認し、会社に対し賃金差額の支払いを命じました。

この判決が労契法 20 条にもとづく均等待遇をもとめる仲間たちの運動前進につながることを期待します。さらに、中小企業、とくにトラック運送業の場合は定年後再雇用といっても仕事は定年前とまったくおなじというケースがほとんどです。それにもかかわらず定年後の賃下げは「常識」だといわんばかりに、人件費コスト削減や利益確保の手段としている事業所が広がっているだけに、私たちは今後、この判決を活用してそうした不合理な労働条件格差の改善を業界全体に波及させるべく活動していきます。

以上

## 【弁護団報告】

### 定年後再雇用者の正社員との賃金格差を是正

本日、長澤運輸事件の判決が出ましたので、ご報告します。

#### 1 訴訟の概要

(1)原告:定年後再雇用の有期契約労働者((トラック運転手)3名(いずれも平成 26 年に定年を向かえ男性。東京都又は神奈川県在住。全日本建設運輸違帯労働組合関東支部の組合員)

(2)被告:長澤運輸株式会社(本社:横浜市。貨物自動車運送事業等を行っており、69 台の輸送車両を有し、109 名の従業員(うち乗務員が 73 名)を擁する(平成 27 年 1 月現在。会社 HP による。)

#### (3)事案の概要

被告は、満 60 歳に到達した後の 3 月 31 日又は 9 月 30 日を定年退職日としており、定年後再雇用制度を有している。すなわち、正社員であった従業員は、定年退職後は、改めて労働契約書を締結して、嘱託社員(有期契約社員)として再雇用されることになっている。

原告 3 名は、トラック運転手として、20 年ないし 34 年にわたって、正社員として勤務し、定年を迎えた。原告らは、定年退職後、嘱託社員(有期契約社員)となったが、嘱託社員(有期契約社員)とはいえ、正社員のころと全く業務の内容(セメントの輸送)は変わっていない。他方、別紙のとおり、正社員と比較して、賃金面で大きく労働条件が引き下げられてしまった。実際、定年前 1 年間で定年後 1 年間で比較すると、約 3 割の引き下げになっている。本件は、組合が団体交渉を通じて是正を求めてきたが、これに会社が応じなかったため、提訴に及だ。

本件訴訟、定年退職前の正社員(無期雇用労働者)と定年退職後の嘱託社員(有期雇用労働者)の不合理な賃金格差は労働契約法 20 条(「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止に違反して違法であるとして正社員との是正を求めるものである。)

#### (4)訴訟の経緯

平成 26 年 10 月及び 12 月提訴

平成 28 年 2 月結審

平成 28 年 5 月 13 日判決

#### (5)主な争点

- ・有期雇用労働者である定年後再雇用者についても、労働契約法 20 条が適用されるか
- ・賃金の相違が不合理だといえるか
- ・定年後再雇用の際の契約書締結による労働条件の「合意」は有効になるか

#### (6)判決の要旨

定年後再雇用者について正社員と異なる賃金を定めた賃金規定・契約は、労働契約法 20 条に違反するとして無効とした。

その上で、正社員に適用されている賃金規定及び親業規則が適用される地位にあることを確認し、賃金格差の差額の支払を命じた。

#### 2 本件判決の意義

・労働契約法 20 条(平成 24 年 8 月同法改正より新設、平成 25 年 4 月施行)に基づく判決としては、2 番目、定年後のそれとしては初めてである。

・定年後再雇用の有期契約労働者にも労働契約法 20 条が適用されることが確認された。つまり、定年後再雇用により有期雇用としても、不合理な正社員との労働条件の相違は許されない。

・労働契約法 20 条における、労働条件の相違が「不合理と認められる」場合についての判断基準を示した。特に、「有期契約労働者の職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が無期契約労働者と同一であるにもかかわらず、労働者にとって重要な労働条件である賃金の額について、有期契約労働者と無期契約労働者との間に相違をもうけることは、その相通の程度にかかわらずこれを正当と解すべき特段の事情がない限り、不合理であるとの評価を免れないものとした。その上で、本件においては特段の事情が認められないとした。

・有期と無期の間には様々な賃金格差がある現状が広く存在している。また、定年後再雇用についても、有期を理由として定年前と同一の業務に従事しているにもかかわらず大幅に賃金が切り下げられている実態が存在する。このような我が国における不合理な処遇格差について、労働契約法 20 条を適用して違法であり許されないとしたことは格差是正を求める労働者の取り組みがこれを期に大きく前進することを期待したい。

## 郵政における最低賃金のとりくみ

郵政労働者ユニオン中央本部書記長 中村 知明

今、日本における貧困の現状は深刻なものがあります。子どもの 6 人に 1 人が貧困という現実があり、貧困率は全体で 16.1%と米国(17%)に次いで第二位の貧困大国になっています。集団的自衛権、安保法制、沖縄、TPP だけではなく、“貧困”までも米国に追随する始末です。さらに大企業、そこで働く正社員だけに恩恵が回るアベノミクスのもとで、働いているのに貧困から抜け出せないワーキングプアが急増しています。2012 年度以降から年収 200 万円以下の労働者は 1,000 万人を超え、さらに年収 300 万円以下のワーキングプア予備軍になると 1,890 万人(構成比 42%)にもなります。

このような事態を招いた大きな原因のひとつが非正規労働者の増大です。今や非正規



労働者は全労働者の約4割にも達しています。そして平均賃金は正社員が31万7,000円であるのに対し、その約6割、19万6,400円にしかありません。格差は明らかです。

貧困と格差が大きな社会問題となるなかで、非正規労働者の「基本賃金」＝最低賃金の引上げを求めるとりくみは労働組合にとって最重要課題と言っても過言ではありません。2015年度における最低賃金の全国加重平均は798円です。フルタイムで働いたとしても月収約13万8,000円、年収にすれば約166万円です。年収200万円以下のワーキングプアです。外国と比較しても日本の最低賃金は低く、また地域間の格差も大きな問題となっています。2015年度においても最高（東京・907円）と最低（鳥取、高知、宮崎、沖縄・693円）では214円もの格差があり、その差は年々拡大しています。そして、約7割以上の非正規労働者がその低い賃金で生活をまかなう主な収入源としているのが現状です。

郵政産業労働者ユニオン（以下：郵政ユニオン）は、第5回定期全国大会を6月30日から3日間にわたって開催しました。大会に提案した議案書の「非正規社員の待遇改善を求めるとりくみ」の項で、「郵政ユニオンは、今年発足した非正規労働者の最低賃金の引上げをめざす『最賃キャンペーン実行委員会』に正式に参加し、企業内だけではなく社会的な課題として最賃問題にとりくんでいます」とこれまでの活動を報告し、具体的なとりくみとして「積極的に最低賃金引上げの運動にとりくみます」と提案し、大会で承認されました。郵政ユニオンは今、最低賃金引上げを組合の重要課題としてとりくもうとしています。

日本郵政グループ4社（日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命）は2015年10月時点で正社員22万4,318人、期間雇用社員（郵政内の通称）20万2,761人の社員数を擁し、非正規労働者数はイオングループに次いで日本で2番目に多いと言われています。グループのなかでも日本郵便が正社員20万0,510人、期間雇用社員19万0,450人と多数を占めています。よって、これからの報告は日本郵便をベースにした報告になります。

今年3月10日、梅村さえこ衆議院議員（日本共産党）の衆院総務委員会での郵政の非正規問題に関する質問に対して、日本郵政から正社員と期間雇用社員の平均年収の資料が提出されました。この種の資料が会社側から提出されたのは実に8年ぶりです。それによると、日本郵便の正社員の平均年収は約624万円、期間雇用社員は約230万円となっています。（④基本給、通勤手当を除く諸手当、超勤手当、賞与等を含む）。非正規の平均年収は「正社員と同じ勤務日数、1日当たり8時間勤務したものとして推計」したのですが、正規の約三分の一にしかありません。

郵政の時給制契約社員の給与は2009年10月に「時給制契約社員等の給与制度改正」が行われ、「基本給水準の低い社員について、地域最賃の改訂に伴う賃金改善の効果をより大きなものとする観点」から、①都道府県別最賃を10円単位切上げたもの＋②20円＋③基本給加算額（都市部130円、地方80円 郵便外務のみ）を基本給の下限として、これに「+α」（所属長が募集環境を考慮して加算できる）を加えたものが基本給となり、さらに④基礎評価給＋⑤資格給が加算給として加わり、時給制契約社

員の基本賃金になりました。具体的に東京を例にとると、①東京の最賃907円(10円単位切上げ)⇒910円+②20円⇒930円+③130円⇒1060円が基本給となり、加算給(人事評価により加算される)④10円+⑤550円(Aランク・習熟度有)⇒1620円で時給となります。これに賞与を加えると年収は300万円を超えますが、これはあくまで全国の最高年収であり、政府が云う正社員の6割の年収にも満たしません。最低最賃4県の内務者が最高の加算給を得たとしても時給は870円で年収では約200万円にしかありません。それらの結果が平均年収約230万円となっています。

郵政ユニオンは非正規労働者の賃金(時給)の引上げを求めて、春闘での賃上げ要求と「期間雇用社員の最低賃金引上げに関する要求」を毎年、とりくんでいます。16春闘では時給の決定権が所属する郵便局長にあることから職場段階でストライキを背景に時給の引上げを要求してたたかいました。繁忙期間中に短期雇用のアルバイトとの時給逆転の是正を求めるたたかいもとりくまれました。スト参加者のうち、長崎中央では8名中6名が、千葉中央では8名中7名が非正規の組合員であり、非正規労働者自らが自分たちの要求獲得のために立ち上がりました。文字通り、「非正規春闘」を実現しました。また、今年も郵政最賃の引上げを求めて8月にも要求書を提出していきます。

郵政最賃は地域別最賃と連動しています。そのことから全国最賃と地域別最賃のとりくみはユニオンにとっても非常に重要なとりくみです。企業内にとどまらず、多くの労組、団体とともに社会的・地域的にとりくんでいくことで成果を全体で共有化でき、その運動の経験が組合員の成長につながるものと確信しています。まだ、始まったばかりのとりくみですが、最賃の大幅引上げをめざしてがんばる決意です。

## 最低賃金1500円を目指して

嶋田泰治(全国一般労働組合全国協議会)

### 1. 今年度の最低賃金審議会が始まる

貧困と差別、格差が拡大する中で、労働組合の潮流を超えて「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」が今年2月に結成され、2月27日には新宿をはじめ全国15か所で、最低賃金大幅引き上げの街頭宣伝が行われた。また4月15日には、ファーストフード労働者世界同時アクションとして渋谷センター街をねり歩き、5月17日には国会議員会館において最低賃金大幅引き上げの院内集会に取り組むなど、「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」の活動は、最低賃金問題を社会的に目に視える運動とするべく取り組んできたが、その経過は本紙5月・6月号に詳しい。

6月14日の第1回中央最低賃金審議会には、傍聴とともに、「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」と全労連が厚生労働省前において、合わせて100人の参加で街頭宣伝に取り組んだ。同じ場所であったため、現場共闘で、交互にマイクを握り、それぞれ最低賃金大幅引き上げを訴えた。審議会では、塩崎厚生労働大臣が「最低賃金の引き上げで消費喚起を図る」と述べ、年率3%の引き上げを目指すとした安

倍内閣の方針に配慮した審議を求めるとした。本審議会の終了後、実質的な金額審議を行う「目安小委員会」が開催されたが、我々の審議会完全公開要求を無視して、今年度も、小委員会の冒頭、非公開を決定し、傍聴者は追い出されてしまった。

中央最低賃金審議会は引き上げの目安を7月末に出す予定で、「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」は、この目安決定を受けて、地方最低賃金審議会に対する取り組み強化を目指し、8月5日に集会を予定している。

## 2. 地方最低賃金審議会に対する取り組み

右の表は、関東地区の第1回最低賃金審議会の開催予定である。これを見ると傍聴者数が東京の15名以外は、5～8名となっており、それぞれの労働局は、明らかに大勢の傍聴者が来ることを予定していないだけでなく、開催予定をホームページに記載せず、労働局の掲示板に貼り出しているだけの茨城、埼玉、千葉の労働局は傍聴者に来てほしくないと表明しているようなものではないか。栃木は昨年、傍聴者は7名であったが、希望者が予定を超えて抽選になったため、今年、傍聴席を1つ増やしたものと思われる。こんなにも少ない傍聴席であるが、残念ながら、この傍聴席が埋まらないのが、これまでの実態である。

	日時	傍聴者	ホームページ記載
茨城	7月7日(木)	若干名	なし
栃木	7月5日(火)	8名	記載あり
群馬	7月8日(金)	6名	記載あり
埼玉	7月6日(水)	5名	なし
千葉	7月4日(月)	5名	なし
東京	7月4日(月)	15名	記載あり
神奈川	7月12日(火)	6名	記載あり

地方最低賃金審議会は、第1回本審の後、意見書の受付を公示するが、2週間程度で締め切りになるものと思われる。(各労働局に、要確認)中央最低賃金審議会から7月末に目安伝達が行われて、8月初旬に緊密な日程でそれぞれ専門委員会(小委員会)において金額審議が行われ、旧盆前後に答申が出される。専門委員会は、全国で鳥取と和歌山だけが完全公開されているが、他の県の審議会は不当にもすべて非公開となっている。答申後、異議申し出の公示をおこなった後、8月下旬には最低賃金の引き上げが決定し、10月初めに新しい地域最低賃金が施行される。審議会はその後、特定最低賃金(産業別最低賃金)の審議に入る。

地域最低賃金審議会に対する今後の取り組みは、8月下旬にかけて開催される4回程度の本審議会の傍聴、意見書の提出、審議会における意見陳述、異議申し出と続く。

街頭などで最低賃金大幅引き上げの必要性を引き続き訴えとともに、馬鹿にされているような少ない傍聴席に対し、圧倒的な傍聴申し込みを実現して、最低賃金に対する関心が高いことを審議委員にアピールすることも必要である。

街頭などで最低賃金大幅引き上げの必要性を引き続き訴えとともに、馬鹿にされているような少ない傍聴席に対し、圧倒的な傍聴申し込みを実現して、最低賃金に対する関心が高いことを審議委員にアピールすることも必要である。

## 3. 最低賃金の改訂を機に、非正規労働者の賃上げの取り組みを!

地球規模で貧困と格差拡大が進行する中、最低賃金の引き上げが世界的に注目されている。ドイツでは昨年初めて8.5ユーロの最低賃金が法定され、フランスは今年1月から9.67ユーロ、イギリスでは、これまで21歳以上は6.7ポンドとなっていたが、今年4月から新たに25歳以上の最低賃金が7.2ポンドとして設定され

た。アメリカでは連邦最低賃金は変わっていないが、州や市の最低賃金が次々と改定され、15ドルの最低賃金を決めたところが出てきている。

「労働の対価としての下限を画するのが最低賃金だとすれば、最低賃金は、その社会が労働をどれだけ価値あるものとみるかの指標でもある。」（神吉知郁子立教大学法学部准教授）非正規雇用労働者の労働者全体に占める割合が40%に迫り、ワーキングプアが増大する中、労働を価値あるものとするためにも、先進国の中で最も低い日本の最低賃金は大幅に引き上げなければならない。最低賃金の水準を問わないまま、引き上げ幅のみを議論してきたこれまでの審議会の議論は、国際的にも指摘されている「労働者と家族の必要」を基に、上げ幅ではなく、金額審議に変えなければならない。最低賃金1500円を目指し、今すぐ、どこでも1000円以上の」最低賃金を実現しよう。

新しい地域最低賃金は10月初旬には施行される。最低賃金程度の時給で働く労働者は300～500万人と言われているが、新しい最低賃金の施行を機に、非正規雇用労働者などの賃上げ要求に取り組むことができないだろうか。春闘で思うような賃上げが実現できなかった労働者、もともと賃上げに無縁の非正規労働者など低賃金労働者を中心に、最低賃金が上がったのだから、最低賃金近辺の労働者もトコロテン方式で賃上げされるべきだという声を組織化し、非正規労働者など低賃金労働者の賃金闘争に取り組むことができたなら、最低賃金闘争は審議会だけの取り組みから、社会的な闘争に進展させることができる。がんばろう！

## < 沖縄集会報告 >

### 6万5千人が結集！ 米海兵隊撤退を決議

南部全力協(大田区職労) 西山 康彦

「元海兵隊員による残虐な蛮行を糾弾!被害者を追悼し海兵隊の撤退を求める県民大会」は、6月19日午後2時から沖縄県那覇市の奥武山公園陸上競技場で開催されました。6万5千人が参加し、米軍関係の事件や事故を根絶するため、在沖米海兵隊の撤退などを求める決議を採択しました。

大会は古謝美佐子さんが「童神」を歌い、スタートしました。その後全員で黙とうし、今回の事件の被害者の父親から大会参加者へ向けたメッセージを「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」の高里鈴代共同代表が代読しました。『次の被害者を出さないためにも「全基地撤去」「辺野古新基地建設に反対」。県民が1つになれば、可能だと思っています。県民、名護市民として強く願っています。』と訴えました。

続いて、「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」の共同代表4名が挨拶されました。とりわけ、シールズ琉球の玉城愛さんは声を震わせながら『安倍晋三さん、日本本土にお住まいの皆さん、今回の事件の「第二の加害者」は、あなたたちです。しつかり、沖縄に向き合っただけませんか。(中略)軍隊の本質は人間の命を奪うことだと、大学で学びました。再発防止や綱紀粛正などという使い古された幼稚で安易

な提案は意味を持たず、軍隊の本質から目をそらす貧相なもので、何の意味もありません。』と発言。さらに、『彼女が奪われた生きる時間の分、私たちはウチナーンチュとして、一人の市民として、誇り高く責任を持って生きていきませんか。もう絶対に繰り返さない。沖縄から人間の生きる時間、人間の生きる時間の価値、命には深く誇るべき価値があるのだという沖縄の精神を、声高々と上げていきましょう。』と訴えました。

続いて、若い世代からのメッセージ『変わらない過去 変えていこう未来』として、シールズ琉球の4名がそれぞれ挨拶しました。

大会に参加した県議会議員や市議会議員の紹介があり、大会へ寄せられたメッセージが紹介された後、翁長県知事の挨拶があり、『事件が2度と起きないように、県民の先頭に立って日米地位協定の抜本的見直し、海兵隊の撤退・削減を含む基地の整理縮小、新辺野古基地建設阻止に取り組んでいく不退転の決意をここに表明する』と述べ、『心をついにし、強い遺志と誇りを持ってこの壁を突き崩していかなければならない。きょうを決意の日とし、全力で頑張っていこう』と訴えました。

その後、稲福事務局長より決議文の提案があり、(1)遺族、県民への謝罪と完全な補償(2)県内移設によらない普天間飛行場の閉鎖・撤去(3)日米地位協定の抜本的な改定を求める内容で決議されました。

決議の後に、会場の参加者全員でメッセージボードを掲げ、『怒りは限界を超えた』『海兵隊は撤退を』とコールしました。

最後に『月桃』を歌い、閉会しました。



【書評】 M (自治体研)

『財務省と政治』 (著者：清水真人／中公新書)

本書は、その書名から財務省を主人公とした著作のように見えるが、主役はあくまで歴代官邸である。序章では竹下内閣時代までをザッとふりかえり、細川内閣時代から本題は始まる。

安倍内閣の特徴は経済産業省が財務省の向こうをはって影響力を誇示していることにある、とは既にしばしば指摘されていることだが、本書はその事実を裏付ける。それを象徴するのが、安倍首相のブレーンの任命だ。最側近の今井尚哉らは経産省出身。財務省派も数的にはバランスを保っているように見えて実は後塵を拝した。人事に積極的に関与したのは甘利明で、アベノミクスの特に(旧)第3の矢の「成長戦略」を議論する場として産業競争力会議を設置、経済財政諮問会議からはずされた竹中平蔵らを委員に据えた。ところが竹中は産競会議に飽き足らず、自ら安倍を追い込んで国家戦略特区諮問会議を作らせ、そこで実利を得ながら次の出番を待つ。

財務省官僚と、一貫して目下扱いされてきた経産省官僚の積年の対立は、今日財政再建の手法に最も鮮明に表れている。当初、財務省は経済財政諮問会議と麻生財務大臣に抛り所を求め、経産省は他ならぬ安倍首相、甘利、菅義偉官房長官を頼りにする。その後、官邸主導・安倍一強のもと、財務省が歴代主張してきた財政健全化は「経済の好循環」をうたう安倍官邸からしばしば軽視され、今日に到る。

安倍のその姿勢は、今年度補正予算や来年度当初予算にはっきりと見られる。昨秋来、安倍首相は参院選を意識して「経済の好循環」を「成長と分配の好循環」と言いかえているものの、成長重視で財政再建という思い上がった姿勢を国会論戦でも隠そうとしていない。それが如実にみられたのが、消費税軽減税率をめぐる自民党内の暗闘である。生鮮食品など4000億円に収める予定の「財政規律派」の谷垣禎一幹事長と財務省は、公明党との連携を重視する菅官房長官の一喝にあい押し切られた。むろんこれは本書の預かりしらない後日談だが、本書を読んでいればそれ以前からの、例えば甘利と稲田朋美の「雨乞い論争」(こちらは本書に記述あり)の背景も鮮明に見通せる。

本書は、政治家や官僚間のいざこざ争いを週刊誌的に面白おかしく読ませるものではない。人事や政治、経済政策の発動が常に危ういバランス上にあることを暗に指摘している。今日、経済財政諮問会議や内閣府も言いなりに取り込み一枚岩のように見える「安倍一強」も、もろさはその内部にある。その間隙を突ければ政治的少数勢力も大きな力を発揮しうることを教える。

## 労運研第6回研究会

---

今回は共同通信政治部の中嶋一成さんを講師に「参議院議員選挙後の政局」（仮）と題して講演していただきます。

すべての一人区で野党統一候補が実現し、4野党と市民連合の政策協定が実現するなど今までの選挙とは異なった様相を呈しています。

憲法改正、安保法制廃止、消費税引き上げの再延期、景気回復、アベノミクスの成否、社会保障の充実、貧困対策など政治課題は様々ですが、有権者は何を期待してどう投票したのか、安倍自公政権はどのように評価されたのか、野党共闘は成功したのか、選挙後の政局は、何を軸に、どう動いていくのか。衆議院議員選挙の見通しは、など中嶋さんにお話していただきます。

中嶋さんは、共同通信政治部・選挙判定支援チームとして、候補者の当落を予測するために、全国を駆け巡りながら取材を続けている方です。永田町の表情情報、裏情報を含めて、中嶋さんの政局分析をお聞きします。

めったに聞けない話です。是非ご参加ください。

日 時 7月19日（火）18時30分～  
場 所 全水道会館 5階 中会議室  
東京都文京区本郷1-4-1  
03-3816-4196  
JR総武線または都営地下鉄三田線「水道橋駅」下車徒歩3分  
講 演 「参議院議員選挙後の政局」（仮題）  
中嶋一成（共同通信政治部・選挙判定支援チーム）  
参加費 500円（労運研賛同人は無料）  
連絡先 メール [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

\*参加希望者は所属・名前を上記メールまで送信ください。

注)当日は録音不可